

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、以下の基本方針のもと、事業の成長やそのステージにあった有効かつ効率的なコーポレート・ガバナンス体制を構築することで、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行い、もって持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すことを基本姿勢としております。

<基本方針>

(1)株主の権利・平等性の確保

当社は、株主がコーポレート・ガバナンスの規律における主要な起点であることを認識し、株主が有する様々な権利が実質的に確保されるよう、その円滑な行使に資する体制を整備します。

(2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を達成するためには、株主以外のステークホルダーとの協働も不可欠であると認識し、全てのステークホルダーの権利や立場を尊重する企業文化・風土の醸成に努めます。

(3)適切な情報開示と透明性の確保

当社は、法令に基づく開示を適時適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供についても主体的に取り組めます。なお、非財務情報の開示にあたっては、利用者にとって有益な情報となるよう、可能な限り正確かつ明白な記載を心がけます。

(4)取締役会等の責務

当社取締役会は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図ることが責務であることを認識し、企業戦略等の会社の方向性を示すとともに、経営陣の監督を適切に行います。また、リスクテイクを支える環境整備として、取締役会に付議する議案の審議にあたっては、その理由や背景事情が把握できる分な資料をもって、合理的な意思決定を行い、決議された内容について、経営陣幹部がこれを執行します。

(5)株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するためには、株主との積極的かつ建設的な対話が不可欠であると認識し、株主から具体的な経営戦略や経営計画などに対する理解を得るとともに、懸念があれば適切に対応を講じることができる体制を整備します。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則について、2018年6月に改訂されたコードに基づき記載しており、全て実施しております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

当社は、東京証券取引所JASDAQに上場しておりますが、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を尊重し、同コードにおいて開示すべきとされている11原則を以下に開示します。

[原則1-4 政策保有株式]

当社は、有価証券の取得については、その保有目的のいかんにかかわらず、一定の規模を超える案件について、取締役会の決議事項としており、事業戦略、取引関係等を総合的に勘案し、中長期的な観点から保有の合理性・必要性を検証した上で、新規保有や継続保有を判断しております。また、当社では、中長期的な視点での企業価値の向上、当社の株式保有の意義等の要素を総合的に判断し、適切に議決権を行使しております。なお、政策保有株式を保有する場合は、業務提携、取引の維持・強化等、保有の合理性を取締役に於いて検討することとし、保有後は、毎年、政策保有株式の合理性を確認することとしております。また、政策保有株式に関する議決権行使については、当該企業の株主総会議案が、保有目的の実現を妨げるものでないか、当社との取引関係に支障をきたす内容ではないか等の合理性を確認した上で賛否を判断しております。

[原則1-7 関連当事者間の取引]

当社は、取締役会規程において、当社役員との利益相反が発生する取引については、事前に承認を得なければならない旨を定めております。取締役会での承認にあたっては、事前に法務部門及び経理部門による契約内容の審査を経た上、一般的な取引条件と同等であるか等、取引内容の妥当性及び合理性について確認するとともに、その承認後も当該取引の状況等に関して定期的に取締役会に報告を行っております。また、当社と主要株主との取引については、取引内容の妥当性及び合理性について確認するとともに、開示すべき重要な取引については、有価証券報告書等に取引内容を開示しております。

[原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社においては、企業年金の運用を行っておらず、その代替として、従業員一人ひとりのライフプランに応じた自由な資産形成を支援するため、確定拠出型年金制度を採用しています。PWM日本証券株式会社を、その高い専門性から、運営管理機関として採用し、従業員に対し、加入者教育の働きかけや運用資料の提供等を行っています。

[原則3-1 情報開示の充実]

(i) 当社の経営理念や経営戦略については、当社ホームページ、決算説明会資料等にて開示しております。

(ii) コーポレート・ガバナンスの基本方針は、本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」1「基本的な考え方」に記載しております。

(iii) 業績及び主要な経営指標を勘案して経営陣幹部で決定し、取締役会において承認を得ております。

(iv) 取締役、監査役及び執行役員について、その経験、見識、専門性等に加え、各々の役割・責務を果たし得る人物を指名・選任しております。さらに、社外取締役及び社外監査役については、会社法基準及び東京証券取引所の独立役員基準に照らし当社からの独立性を十分に確保できることを個別に判断するとともに、当社の経営理念を理解・共有し、取締役会等においてその豊富な経験及び卓越した見識を活かしていただける人物を指名しております。また、監査役の指名については、監査役会の同意を得るとともに、取締役会において決議しております。

(v) 当社は、経営陣幹部の選解任を行うに当たっては、取締役会において決議の上、その概要について公表いたします。また、各役員候補者の選任理由については、株主総会招集通知にて開示しております。

〔補充原則4-1-1〕（経営陣に対する委任の範囲）

当社は、取締役会規程、決裁規程、職務権限規程及び職務権限一覧表に定められた決裁権限基準に基づき、取締役会、経営会議、取締役、執行役員等の意思決定機関及び意思決定者が行使する決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。

〔原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

〔補充原則4-11-1〕（取締役会の構成と選任方針）

当社の取締役会は、定款で定める取締役7名以内の範囲内で、当社の経営理念、経営戦略のもと、その経験、見識、専門性等を総合的に評価・判断し、適切と思われる人員を取締役に選定しております。

また、社外取締役は、会社法上の社外性要件に加え、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断される基準に基づき選任を行っております。

〔補充原則4-11-2〕（取締役・監査役の兼任状況）

社外取締役及び社外監査役をはじめ、取締役及び監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役及び監査役の業務に振り向けるため、兼職については合理的範囲に留めております。なお、その兼任の状況は、株主総会招集通知、事業報告書等にて開示しております。

〔補充原則4-11-3〕（取締役会の実効性の評価と概要）

当社は、取締役及び監査役による取締役会全体の実効性についての分析・評価を実施しており、取締役会の審議内容、運営等について概ね実効性を確保できていることを確認しております。

〔補充原則4-14-2〕（取締役・監査役に対するトレーニングの方針）

当社は、新任役員の就任に際し、取締役・監査役に求められる役割と責務を理解するための研修を行っております。また、就任後も、取締役・監査役が自らの役割を果たすために必要な情報を適宜提供しており、その際の費用負担については、会社に請求できることとしております。

〔原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針〕

当社は、経営管理部門をIR担当部署としております。株主・投資家の皆様に対しては、決算説明会を開催するとともに、ホームページ上にその資料を公開すること等により、建設的な対話を促進するための体制を整備しております。なお、株主との対話に際しては、インサイダー情報の漏洩防止を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

〔大株主の状況〕 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本テレビ放送網株式会社	3,385,000	25.75
株式会社NTTドコモ	2,093,100	15.92
株式会社リクルートホールディングス	984,900	7.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	886,800	6.75
大日本印刷株式会社	860,900	6.55
山口憲一	611,800	4.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	571,200	4.35
廣田証券株式会社	395,772	3.01
五味大輔	180,000	1.37
小西皓	130,000	0.99

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高田 元広	他の会社の出身者							○	○			
前田 義晃	他の会社の出身者					○		○				
武田 健二	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

高田 元広	○	日本テレビ放送網株式会社 ICT戦略本部出向局次長 日テレ・ライフマーケティング株式会社 代表取締役社長	社外取締役の高田元広氏は、当社の主要株主である日本テレビ放送網株式会社での豊富な経験や幅広い見識を有しており、また同社の子会社で取締役を務めた経験から当社の意思決定過程において適切な助言・提言を受けるため、当社から社外取締役への就任を要請したものです。なお、同社と当社の間には取引がございましたが、その規模、性質を鑑みて、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、同氏の社外取締役としての公正・中立な判断に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため、同氏を「独立役員」に指定しております。
前田 義晃		株式会社NTTドコモ 常務執行役員スマートライフビジネス本部 プラットフォームビジネス推進部長 デジタルマーケティング推進部長兼務 株式会社D2C 取締役	社外取締役の前田義晃氏は、当社の主要株主である株式会社NTTドコモにおいて執行役員を務めており、同社グループ企業において取締役としての豊富な経験と専門的な知識を持ち、経営に関する高い見識を有していることから、当社の意思決定過程において適切な助言・提言をしていただけるものと判断したためです。
武田 健二	○	株式会社メディアシーク監査役 コランダム・イノベーション株式会社 取締役	社外取締役武田健二氏は、当社の大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、経営者とも独立的な立場であります。また、他社における要職を歴任するなど、IT領域における豊富な経験と優れた能力、見識、人格を有しており、当社の意思決定過程において適切な助言・提言を受けるため、当社から社外取締役への就任を要請したものです。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たし、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないため、同氏を「独立役員」に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

◆監査役と会計監査人の連携状況

当社は、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に定期的及び随時に会合を持ち、情報交換を行っております。具体的には、定例のコミュニケーションとして、財務諸表監査の開始に際しての監査計画の共有や財務諸表監査実施後の会計監査人による監査役に対する監査結果の報告を行い、適切な連携を図っております。また、必要に応じて監査役と会計監査人とのコミュニケーションも実施し、コーポレート・ガバナンス強化に寄与すべく適切な連携に努めております。

◆監査役と内部監査部門の連携状況

当社は代表取締役直属の独立した内部監査室を設置しており、内部監査室が内部監査を実施しております。内部監査は、各年度に策定する年度監査計画に従い、各業務部門の業務監査、監査結果の代表取締役への報告、業務改善の指導、確認等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡邊 龍男	他の会社の出身者													
石澤 顕	他の会社の出身者									○	○			
山縣 敦彦	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊 龍男	○	株式会社インターネットインフィニティ 取締役 株式会社ワイヤレスゲート 取締役（監査等委員）	社外監査役の渡邊龍男氏は、当社の大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、経営者とも独立的な立場であります。また、他社における社外取締役及び社外監査役経験もあり、期待される機能を十分に発揮できる能力、財務及び会計に関する相当程度の知見を備えているため、監査機能強化のため適任であると判断し、当社から社外監査役への就任を要請したものです。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たし、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないため、同氏を「独立役員」に指定しております。
石澤 顕	○	日本テレビホールディングス株式会社 取締役 日本テレビ放送網株式会社 取締役 専務執行役員 株式会社読売新聞グループ本社 取締役	社外監査役の石澤顕氏は、当社の主要株主である日本テレビ放送網株式会社及び日本テレビホールディングス株式会社での経営企画等の豊富な経験と専門的な知識を持ち、経営に関する高い見識を有していることから、客観的・中立性をもって適切な取締役の職務執行の監督がなされることにより、当社監査機能の強化のため適任である判断し、当社から社外監査役への就任を要請したものです。なお、日本テレビ放送網株式会社と当社の間には取引がございますが、その規模、性質を鑑みて、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れが無いと判断される事から、同氏の社外監査役としての公正・中立な判断に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため、同氏を「独立役員」に指定しております。
山縣 敦彦	○	三村小松山縣法律事務所 代表弁護士 紫月株式会社 取締役	社外監査役の山縣敦彦氏は、当社の大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、経営者とも独立的な立場であります。同氏は、弁護士としての豊富なキャリアに基づく高度な法的アドバイスをいただくことにより、監査機能強化のため適任であると判断し、当社から社外監査役への就任を要請したものです。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たし、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないため、同氏を「独立役員」に指定しております。

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

特にありません。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 更新

その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社では、2020年6月23日開催の第28期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に中長期的な企業価値向上に資するインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として新たに基本報酬とは別枠で年額50百万円を上限とする譲渡制限付株式を付与する報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 更新

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2020年6月提出の「有価証券報告書」において、取締役に支払った報酬の総額を開示しております。
この際にか開示いたしました2020年3月期における取締役に支払った報酬の総額は、97,125千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

a. 役員報酬制度の基本的な考え方

当社では、継続的な企業価値向上につながるよう、当社役員が担う業務執行や経営監督等の機能・役割に応じて適切に力を発揮することを促進するために、当社業績水準や経済情勢の変動に応じた役員報酬制度を設計する方針であります。

2020年3月期に係る役員報酬の支給実績は基本報酬のみでしたが、当社は、2020年5月21日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の金銭報酬額を改定するとともに、ストック・オプション制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議し、具体的な役員報酬の算定方法について、2020年6月23日開催の取締役会において決議いたしました。

今後も、経営環境の変化に対応して、適時・適切に見直しを図ってまいります。

b. 役員報酬体系

(a) 取締役（社外取締役を除く）

当社の役員報酬制度では、固定報酬である「基本報酬」と、中長期的な株主価値向上に連動する「株式報酬」から構成されております。これまでもストック・オプション制度に基づく報酬の支給を行ってまいりましたが、2021年3月期より役員報酬制度見直しによって株主価値との連動性をより強調し、中長期的な企業価値の向上を意識づける報酬体系としました。

i. 基本報酬

取締役（社外取締役を除く）に支給する基本報酬については、役位と前期業績水準（※1）の2軸からなる報酬参考テーブルに基づき個人別の基準報酬を参照し、この基準報酬に対して、個人別評価（※2）を勘案して、基準報酬の上下20%の範囲内で個人別の基本報酬額を決定します。

※1 前期業績水準は、前期の税金等調整前当期純利益を主軸に、未来の成長に向けた戦略的投資の会計的影響や特別損益等の内容により営業利益や経常利益を参考にするとともに、売上高や中期計画の進捗状況を総合的に勘案して決定します。

※2 個人別評価は、個別に担当する事業の業績指標（売上高、営業利益等）や重要経営指標（流通総額、利用者数等）、重点施策の推進状況を総合的に勘案して行います。

ii. 株式報酬

基本報酬の25%を基準株式報酬とし、これに個人別評価を勘案して、基本報酬の15%～35%の範囲内で個人別の株式報酬額を決定します。

なお、今後は、報酬総額に占める株式報酬の比率を高め、特に役位が上位の取締役に對して株式報酬比率が高くなるような制度設計を検討してまいります。

株式報酬の支給対象となる取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該対象取締役に對して、当社が本株式報酬制度に基づき交付

した普通株式を無償で取得する制度を設けています。

(b) 社外取締役及び監査役

業務執行から独立した立場として適切にその役割を担うため、月額固定の基本報酬のみの構成としております。

(c) 役員報酬限度額

i. 取締役

・金銭報酬額（賞与を含む。ただし、使用人分給与は含まない。）

・年額200百万円（うち社外取締役分は20百万円以内）（2020年6月23日開催第28回定時株主総会決議）

・譲渡制限付株式の付与のための報酬総額（社外取締役を除く）

・年額50百万円（2020年6月23日開催第28回定時株主総会決議）

なお、2020年6月23日開催の第28回定時株主総会をもって、取締役に対するストック・オプション制度を廃止しております。

ii. 監査役

金銭報酬額・年額45百万円（2004年6月29日開催第12回定時株主総会決議）

c. 役員報酬の審議・決定プロセス

取締役報酬については、上記の基本方針及び算定方法を2020年5月21日開催の取締役会及び2020年6月23日開催の取締役会において決議したうえで、代表取締役社長が取締役会の委任を受けて上記算定方法に基づき取締役の個別の報酬額を決定することとしております。

監査役報酬については、株主総会で決議された報酬限度の範囲内で、役員報酬の基本方針に則り、監査役監査の業務範囲等を勘案し、監査役会において承認を得て決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会の事務局として経営管理部門が社外取締役へのサポートをしております。また、監査役会についても事務局として内部監査室が監査役へのサポートをしております。また、重要な情報等については、必要に応じて、代表取締役より直接社外取締役及び社外監査役に対して報告・説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 業務執行、監査・監督の方法

(1) 業務執行の方法

当社の取締役会は取締役7名で構成されております。業務執行は常勤の取締役3名が行っており、その意思決定は、取締役会規程に定める一定の事項については、取締役会において、その他の重要事項については、経営会議において行われております。取締役会は、原則として毎月1回開催され、実効性のある経営監督の体制を整えております。また、経営会議は、毎週1回開催されております。経営会議は、代表取締役、各事業部門及び管理部門並びにシステム部門の責任者によって構成され、常勤監査役が陪席者として参加しております。

(2) 監査・監督の方法

・監査役監査

当社の監査役会は監査役3名で構成され、3名全員が社外監査役であります。監査役会は毎月1回開催され、各監査役は、各年度に策定する監査計画に従い、取締役会やその他重要な会議への出席、内部監査と連動しての業務監査等を行っております。

・内部監査室

当社は、内部監査室を設置しております。内部監査は、各年度に策定する年度監査計画に従い、各業務部門の業務監査、監査結果の代表取締役への報告、業務改善の指導、確認等を代表取締役直轄で行っております。監査役会及び会計監査人に対して、業務監査結果を報告すること、監査役会及び会計監査人との連動を図っております。

1. 業務執行、監査・監督の方法

(1) 業務執行の方法

当社の取締役会は取締役7名で構成されております。業務執行は常勤の取締役3名が行っており、その意思決定は、取締役会規程に定める一定の事項については、取締役会において、その他の重要事項については、経営会議において行われております。取締役会は、原則として毎月1回開催され、実効性のある経営監督の体制を整えております。また、経営会議は、毎週1回開催されております。経営会議は、代表取締役、各事業部門及び管理部門並びにシステム部門の責任者によって構成され、常勤監査役が陪席者として参加しております。

(2) 監査・監督の方法

・監査役監査

当社の監査役会は監査役3名で構成され、3名全員が社外監査役であります。監査役会は毎月1回開催され、各監査役は、各年度に策定する監査計画に従い、取締役会やその他重要な会議への出席、内部監査と連動しての業務監査等を行っております。

・内部監査室

当社は、内部監査室を設置しております。内部監査は、各年度に策定する年度監査計画に従い、各業務部門の業務監査、監査結果の代表取締役への報告、業務改善の指導、確認等を代表取締役直轄で行っております。監査役会及び会計監査人に対して、業務監査結果を報告すること、監査役会及び会計監査人との連動を図っております。

・会計監査人による財務諸表監査

EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しています。EY新日本有限責任監査法人に対しては、定期的な監査のほか、会計上の課題等について随時相談・確認を行い、会計処理の透明性及び財務報告の正確性等の向上に努めております。

2. 業務執行・監督機能を強化するための体制

(1) 内部管理体制

当社の管理部門は、経営管理部門で構成されており、事業計画の策定、予算実績管理及び社内規程の整備、決裁書等社内承認制度の運用、各種契約書類の確認などを通じて、業務執行に対する監督の強化・充実を図っております。

(2) リスクマネジメント委員会

当社は、事業部門から独立した会議体としてリスクマネジメント委員会を設置し、経営リスクの評価、潜在的リスクへの対応、顕在化したリスク・事故等への対応方針の決定、コンプライアンスに関する会社として方針の協議及び社内への伝達など、社内のリスクに対する対応策の検討を行っております。リスクマネジメント委員会は、常勤取締役、常勤監査役、経営管理部門責任者及びリスクマネジメント担当部門責任者により構成されており、効果的な全社リスクの評価・把握、顕在したリスクに関する情報の共有等を行っております。また、リスクマネジメント委員会の活動方針及び活動内容並びに共有された各事業部門の状況は、取締役会及び監査役会に報告され、全社のリスク関連情報の取締役及び監査役への伝達機能を果たしております。

3. 監査の状況

内部監査を行う組織として、代表取締役社長直属の内部監査室を設置しております。内部監査室は室員3名により構成されております。また、監査役会は3名の監査役によって構成されております。監査役はいずれも社外監査役であり、1名が常勤監査役であります。当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会を設置しております。社外監査役による現在の監査体制においてガバナンス体制の構築を行うことが現状では効果的であると考えていることから、本体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としています。
その他	株主総会会場に来場されなくてもインターネットを用いて遠隔地などから株主総会への参加が可能な「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」を2020年6月23日開催の定時株主総会から導入いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、決算説明会を実施。ただし2020年3月期は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から無観客にて実施し、書き起こし記事を当社IRサイトに掲載いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページに「投資家情報」を設け、決算短信、決算説明会資料、そのほかIR資料を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しては、経営管理部門が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「オールアバウト倫理綱領」において、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理等を規定しており、当社の役職員が社会の一員として行動する際の指針としております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、透明な経営に努め、企業情報を公平かつ適時・適切に開示することを目的とする「IRポリシー」を策定しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「倫理綱領」及び「コンプライアンス規程」を制定し、当社グループの取締役及び執行役員（以下「役員」という。）並びに使用人に周知し、法令、定款及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- (2) 法令違反その他法令上疑義のある行為等を早期に発見し、適切に対応するため、通報者に不利益が及ばない窓口を社内及び社外に設置し、当社グループの役員及び使用人を対象として運用する。
- (3) 内部監査室は、当社グループ全体の業務遂行及びコンプライアンスの状況等について監査を実施し、定期的に代表取締役及び監査役会にその結果を報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の業務の執行にかかる重要な情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧できるように適切に保存する。
- (2) 文書（電磁的記録を含む。）の保存・管理についての規程を制定し、当社グループにおける文書管理の責任及び権限並びに文書の保存期間・管理方法等を定める。
- (3) 「情報セキュリティ方針」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。
- (4) 個人情報情報は、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクマネジメントにかかる規程を制定するとともに、リスクマネジメント委員会を設置し、当社グループ全体のリスクの管理及び対応を検討する。
- (2) 各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門にて個別規程、ガイドライン、マニュアル等を整備し、研修等を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会規程を制定し、取締役会における付議事項を明確化するとともに、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。
- (2) 原則月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速かつ確な意思決定を行う。
- (3) 取締役会において連結ベースの事業計画を決定するとともに、その進捗状況を監督する。
- (4) 代表取締役は、取締役会において決定された事業計画に基づき、業務執行及び業績管理を行い、その執行状況に関する報告を定例取締役会において行う。
- (5) 取締役会の決定に基づく業務執行について、経営会議規程、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその執行手続の詳細を定める。
- (6) キャッシュ・マネジメント・システムを導入し、当社グループの資金を一元的に管理し、連結ベースでの資金効率向上と資金管理強化を推進する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 関係会社管理規程において、関係会社の監督に必要な事項を定め、その定めに従い当社子会社の必要事項を監督し、経営状況を把握する。
- (2) 子会社については、当社の役職員が取締役又は監査役として就任し、子会社の業務執行状況を監視できる体制を構築する。
- (3) 子会社については、コンプライアンス体制にかかる規程等を制定し、コンプライアンスにかかる責任者を置く。
- (4) 監査役は、当社グループの業務の適正を確保するため監査を行い、監査に関して子会社の監査役との意見交換等を行い、連携をはかる。
- (5) 当社グループに属する会社間の取引は、法令、会計原則及びその他の社会規範に照らし、適正に行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役は、使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。

- (2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は当該命令に関して取締役等の指揮命令を受けない。
 - (3) 当該使用人の任命・異動については、監査役の意見を聴取し、尊重する。
7. 監査役に報告をするための体制、及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 当社グループの役員及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況及びその他の各監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告を行う。
 - (2) 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。
 - (3) 内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲にかかる場合、及び通報者が監査役への通報を希望する場合は、速やかに監査役に通知する。
8. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項
- (1) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、必要に応じて、経営会議等重要な会議に出席することができる。また、代表取締役と監査役との定期的な会議を開催し、意見や情報の交換を行える体制を整備する。
 - (2) 内部監査室と監査役は、適宜情報交換を行うとともに、連携して監査を行う。
 - (3) 当社グループの役員及び使用人は、監査役又はその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出を求められたときは迅速に対応する。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (1) 経理規程に基づき、法令及び一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って適正な会計処理を行う。
 - (2) 金融商品取引法その他適用のある法令に基づく適切な内部統制システムの構築を行う。また、内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に向けた体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との一切の関係を遮断する。反社会的勢力及び団体からの不当要求等に対しては、所轄警察署及び弁護士等の外部専門機関との協力の下、毅然とした態度で対応する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にありません。